

令和5年3月1日

東海高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1)適切な休養日等の設定

- 活動時間を平日2時間休日4時間として、週合計12時間を限度とする。(大会や練習試合の当日は除く。)
 - ・休日に、練習試合や大会により、休日の1日の上限を超えて活動した場合、他の休日に休養日を振り替える。
- 朝練習は原則禁止
 - ・朝練習は大会等の直前かつ放課後のみの練習では施設等を使用できないケースに限る。実施する場合も、放課後の活動と合わせ1日当たりの上限の範囲内で活動する。
- 休養日を適切に設定
 - ・原則、平日・休日各1日以上、週合計2日以上設定する。
 - ・大会等への参加により休日(土・日)に連続して活動した場合は、休日に休養日を振替える。
 - ・長期休業中においても、休養日を設定する。加えて、長期休業期間中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養を増設すること、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めることなどの工夫をする。

(2)学校単位で参加する大会等の見直し

- 参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し、適切な休養日を確保できるよう設定する。
- 年間計画、毎月の活動計画(休養日を含む)に加え、活動実績についてホームページで公表する。

2 適切な運営のための体制整備

- (1)可能な限り生徒が自ら活動計画等を立案し、運営する体制を構築する。
- (2)部活動の未加入生徒とその保護者の費用負担に対する十分な配慮する。
- (3)部活動が、教育課程外であることを踏まえ、部活動の位置づけを見直す。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- (1)シーズン制の導入や、活動時間・日数の見直しにより多様な志向へ対応する。
- (2)令和5年度から段階的に地域移行する。
- (3)令和8年度末を目途に、休日に部活動指導を行う教員をゼロになるように準備する。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- (1)部活動数の精選と複数顧問制による交代指導を徹底
 - 部活動指導員を積極的に活用する。
- (2)休養日の振替を徹底
 - 大会運営や役員業務を見直し、一部の顧問に過度の負担がかからぬよう専門部と協議し進める。